

株主各位

大阪府吹田市江坂町一丁目 23 番 28-701 号
(本部 名古屋市中区栄五丁目 27 番 12 号)

日邦産業株式会社

代表取締役
社長 大塚 眞 治

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月28日午後6時までには到着するよう、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄五丁目27番12号 富士火災名古屋ビル8階第1会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第55期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第55期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 第55期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てする件
 - 第4号議案 監査役へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てする件
 - 第5号議案 従業員等へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てする件
 - 第6号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類ならびに計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nip.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(自平成17年4月1日)
(至平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

全般的概況

当期における我が国経済は、原油価格高騰などの不安要素があったものの、前年に引き続き設備投資なども堅調に推移し、企業収益の改善がみえました。また、個人消費についても、消費マインドの改善などを受け、景気は回復基調で推移しました。

このような経済環境にありまして、当社におきましては、事業の選択と集中を図り、半導体関連市場ならびに自動車関連市場への浸透を深め、収益性と安全性の確保ならびに業績の向上に全力を傾注してまいりました。

この結果、当期の業績は売上高 296 億 59 百万円(前期比 8.3%増)、経常利益 8 億 18 百万円(前期比 8.3%増)、当期純利益 11 億 28 百万円(前期比 45.0%増)となりました。

部門別概況

部門別の売上概況は次のとおりです。

産業資材関連部門

電気・電子材料、部品は、IT(情報関連)機器用の電池材料ならびにプリント基板用材料が好調に推移し、前期実績を上回ることとなりました。

また、工業材料、部品は、自動車関連部品の売上が好調に推移し、前期実績を大きく上回ることとなりました。

この結果、当部門の売上高は 213 億 94 百万円(前期比 15.7%増)となりました。

プラスチック成形品関連部門

現在戦略的に特化している特殊技術成形品を中心とした自動車関連の部品が堅調に推移しましたが、O A機器部品を中心とした組立部品は日本国内での生産が減少しました。

この結果、当部門の売上高は57億72百万円(前期比3.6%減)となりました。

その他の部門

コンポジット商品は、カーゴトラック機器ならびにその他FRP関連商品需要が僅かではありますが回復し、前期実績を上回りました。

また、前期より販売を開始してきたRFID関連商品は、アパレル業界・アミューズメント業界等を中心にICカード等の売上が伸びております。

なお、アミューズメント関連商品は、前期に子会社へその販売を移したため売上が減少しております。

この結果、当部門の売上は24億93百万円(前期比14.3%減)となりました。

<部門別売上高>

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
産業資材関連事業部門	21,394百万円	72.1%	+15.7%
プラスチック成形品関連事業部門	5,772百万円	19.5%	△3.6%
そ の 他 事 業 部 門	2,493百万円	8.4%	△14.3%
合 計	29,659百万円	100.0%	+8.3%

(2) 設備投資および資金調達の状況

主に自動車部品の製造を目的に、愛知県稲沢市へ精密プラスチック成形品製造工場の建設を致しました。その金額は、総額 16 億 27 百万円で、そのうち当期の支払額は 14 億 1 百万円であります。

その資金は新株式 1,150,000 株を発行し調達しており、不足分は自己資金にて対応しております。

その他には、顧客ニーズへの対応を目的に生産設備の増強としてプラスチック射出成形機ならびに付帯設備、金型に対し、3 億 19 百万円投資しております。資金については自己資金にて対応しております。

(3) 会社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益の向上に伴う設備投資の増加と、雇用環境の改善を背景とする個人消費の回復による着実な景気拡大が期待されますが、さらなる原油価格の高騰、米国景気の減速など懸念材料もあり、景気の先行きは楽観を許さない状況にあると認識しております。

このような環境下におきまして、人材の育成ならびに戦略的に攻める業界への選択と集中を更に実施し、財務体質の強化ならびに収益力の向上に努める所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 営業年度	第 52 期 (平成 14 年度)	第 53 期 (平成 15 年度)	第 54 期 (平成 16 年度)	第 55 期 (平成 17 年度)
売 上 高	22,784 百万円	24,908 百万円	27,381 百万円	29,659 百万円
経 常 利 益	662 百万円	623 百万円	756 百万円	818 百万円
当 期 純 利 益	765 百万円	528 百万円	778 百万円	1,128 百万円
1 株当たり当期純利益	107 円36銭	74 円25銭	109 円29銭	150 円97銭
総 資 産	14,882 百万円	15,069 百万円	15,526 百万円	17,819 百万円
純 資 産	4,223 百万円	4,875 百万円	5,515 百万円	7,743 百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

2. 第55期の状況につきましては、(1)営業の経過および成果に記載の通りであります。

2. 会社の概況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

(1) 主要な事業内容

当社の製造ならびに販売する商品を大別しますと、主なものは下記のとおりであります。

部門	品 目	商 品 名
産業資材関連事業	電気・電子材料	ワニス、半導体用封止材、プリント基板用銅張積層版
	電気・電子部品	セラミックス電子部品、プリント基板、磁性材部品
	工業材料	成形材料、各種特殊フィルム、金属素材
	工業部品	カーボン、セラミックス、焼結部品
	プラスチック部品	ポリイミドパーツ、特殊プラスチック加工部品等
プラスチック成形品関連事業	プラスチック成形品	自動車用エンブレパーツ、OA機器用エンブレパーツ、VTR用エンブレパーツ、カメラ用エンブレパーツ、精密機器用エンブレパーツ
	プラスチック成形組立部品	CD用ローディングメカ、カメラ用減速機、プリンター用機構部品等
	その他	熱可塑性プラスチック射出成形用金型、技術援助料収入等
その他事業	コンポジット商品	トラック用導風板、トラック用ツールボックス、FRPコンポジット材料
	R F I D 関連商品	I C カード、I C タグ、アパレルカード
	その他商品	半導体製造監視システム(R I S e - S y s t e m)、超音波洗浄機、簡易リフター等

(2) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大阪府吹田市	大阪営業所	大阪府吹田市
本 部	愛知県名古屋市	北陸営業所	石川県金沢市
		姫路営業所	兵庫県姫路市
東京営業所	東京都千代田区	九州出張所	福岡県福岡市
東北営業所	宮城県仙台市	一宮工場	愛知県一宮市
名古屋営業所	愛知県名古屋市	台北支店	台北市
浜松営業所	静岡県浜松市	シンガポール支店	シンガポール市

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数……………普通株式 20,000,000株
 ② 発行済株式の総数……………普通株式 8,297,580株
 ③ 株主数…………… 1,636名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
クディエットパソエスエルケソナルジヨワーズ ソリクサントシヤハソハチユエイスチガフアット	400 ^{千株}	4.82%	— ^{千株}	—%
日 邦 産 業 社 員 持 株 会	318	3.83	—	—
田 中 貞 子	222	2.67	—	—
日 立 化 成 工 業 株 式 会 社	220	2.65	—	—
水 野 純 雄	214	2.58	—	—
竹 田 和 平	214	2.57	—	—
エチエスピーシーパソクビエエルアアカウント アトランティスシヤハソクローズファント	199	2.39	—	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	196	2.37	—	—
ハソクオフニューヨークシシーエム クライアントアカウンツイーアイエスピー	171	2.06	—	—
大 塚 眞 治	163	1.96	—	—

(注) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式23株（出資比率0.00%）を所有しております。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

- ① 取得株式
 - 普通株式 2,300 株
 - 取得価額の総額 2 百万円
- ② 処分株式
該当事項はありません。
- ③ 決算期における保有株式
 - 普通株式 29,921 株

(5) 従業員の概況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
207名（6名増）	34才7ヶ月	10年0ヶ月

- (注) 1. 子会社への出向者（30名）を除いて表示しております。
2. 従業員数は嘱託およびパート（64名）は除いております。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NHメカトロニクス株式会社	千円 50,000	% 100.00	合成樹脂成形品・金型の製造・販売 合成樹脂材料再生加工
NIPPO MECHATRONICS PARTS (THAILAND) CO.,LTD.	千バート 250,000	95.97	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS PARTS (MALAYSIA) SDN. BHD.	千リンギット 37,500	—	同上
NK MECHATRONICS CO.,LTD.	千バート 100,000	—	同上
NIPPO (HONG KONG) LTD.	千香港ドル 4,000	97.50	産業資材の卸売販売および合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO C&D CO.,LTD.	千バート 20,000	—	フレキシブルプリント配線板の加工
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.	千米ドル 2,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	千人民元 4,138	100.00	産業資材の卸売販売および合成樹脂成形品の販売

② 企業結合関係の経過

NK MECHATRONICS CO.,LTD.は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS PARTS (THAILAND) CO.,LTD.が議決権比率の98.0%を所有する子会社であり、NIPPO MECHATRONICS PARTS (MALAYSIA) SDN. BHD.、NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.およびNIPPO C&D CO.,LTD.は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS PARTS (THAILAND) CO.,LTD.が議決権比率の100.0%を所有する子会社であります。

なお、NIPPO (SHANG HAI) LTD.は、重要性が増したため、当期より連結の範囲に含めております。

また、コーポリマー化工株式会社は、NHメカトロニクス株式会社へ社名変更し、合成樹脂成形品・金型の製造・販売を開始しております。

さらに、日邦アミューズメント株式会社は、その株式を売却したため連結の範囲より除外しておりますが、株式売却までの損益は連結しております。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は9社であり、その連結当期売上高合計は37億381百万円で前期に比べて12.4%、41億22百万円増加し、連結経常利益は11億75百万円で前期に比べて23.0%、2億19百万円増加し、連結当期純利益合計は13億78百万円で前期に比べて48.7%、4億51百万円増加しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高 <small>百万円</small>	借入先が有する当社の株式数及び持株比率	
		持株数 <small>千株</small>	出資比率 <small>%</small>
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,664	196	2.37
株式会社愛知銀行	446	137	1.65
株式会社三井住友銀行	267	—	—

(8) 取締役および監査役

役 名	氏 名	担 当 業 務
代 表 取 締 役 社 長	大 塚 眞 治	
常 務 取 締 役	白 崎 秋 雄	生産開発部門管掌
常 務 取 締 役	笹 倉 健 一 郎	企画管理部門管掌
取 締 役	長 田 旬 平	営業部門管掌
取 締 役	田 中 喜 佐 夫	
常 勤 監 査 役	武 居 達 治	
監 査 役	寺 澤 弘	
監 査 役	山 浦 和 之	
監 査 役	出 羽 忠 彦	

- (注) 1. 取締役 田中喜佐夫は、旧商法第 188 条第 2 項第 7 号ノ 2 に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 武居達治ならびに監査役 寺澤弘、山浦和之、出羽忠彦は、旧商法特例法第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

(9) 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	名 5	百万円 134	名 4	百万円 16	名 9	百万円 150
計		134		16		150

- (注) 1. 取締役に支払われた報酬は、旧商法第 269 条第 1 項第 1 号の決議に基づくものであります。
- 決議内容： 1 営業年度 250 百万円以内 (平成 3 年 6 月 27 日 株主総会)
2. 監査役に支払われた報酬は、旧商法第 279 条の決議に基づくものであります。
- 決議内容： 1 営業年度 50 百万円以内 (平成 3 年 6 月 27 日 株主総会)

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| ① 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 18 百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 18 百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 18 百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(11) 決算後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 本営業報告書は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式は、千株未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

平成18年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	9,927,619	流 動 負 債	8,470,101
現金及び預金	1,948,251	支払手形	366,106
受取手形	1,663,808	買掛金	5,505,520
売掛金	4,430,240	短期借入金	787,350
商製品	493,881	1年内返済長期借入金	1,014,400
製成品	91,448	1年内償還社債	90,000
原材料	33,086	未払金	280,555
繰延税金資産	202,800	未払法人税等	47,335
短期貸付金	825,362	未払費用	80,312
未収入金	175,262	預り金	100,738
その他	69,323	賞与引当金	166,517
貸倒引当金	△5,846	その他	31,264
固 定 資 産	7,891,430	固 定 負 債	1,605,845
有 形 固 定 資 産	3,042,532	社 債	300,000
建物	1,355,521	長期借入金	825,300
構築物	146,766	退職給付引当金	412,467
機械装置	309,019	再評価に係る繰延税金負債	46,384
車輜運搬具	73	その他	21,693
工具器具備品	244,012	負 債 合 計	10,075,946
土地	974,850		
建設仮勘定	12,289		
無 形 固 定 資 産	287,619	(資本の部)	
電話加入権	7,762	資 本 金	3,137,754
ソフトウェア	279,857	資 本 剰 余 金	2,343,068
投資その他の資産	4,561,278	資 本 準 備 金	1,963,068
投資有価証券	1,234,281	その他資本剰余金	380,000
子会社株式	888,011	資本準備金減少差益	380,000
出資金	21,830	利 益 剰 余 金	3,140,712
子会社出資金	53,316	利 益 準 備 金	123,725
長期貸付金	1,353,037	任 意 積 立 金	1,790,000
敷金	91,619	別 途 積 立 金	1,790,000
営業保証金	467,695	当期末処分利益	1,226,987
破産更生債権等	1,115,395	土 地 再 評 価 差 額 金	△1,311,290
長期未収入金	303,900	株 式 等 評 価 差 額 金	448,008
繰延税金資産	143,508	自 己 株 式	△15,149
その他	29,750	資 本 合 計	7,743,102
貸倒引当金	△1,141,068	合 計	17,819,049
合 計	17,819,049		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成17年4月 1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経常損益の部	営業損益	売上高 売上原価 販売費及び一般管理費	29,659,260 25,961,757 2,997,047	
		営業利益	700,455	
	営業外損益	営業外収益 受取利息及び配当金 仕入割引 為替差益 貸不動産収入 その他の 営業外費用 支払利息 貸不動産原価 その他	91,896 34,754 80,920 29,194 39,816 109,059 14,198 35,335	
		276,582		
		158,594		
		818,443		
	特別損益の部	特別利益	固定資産売却益 貸倒引当金戻入額 投資有価証券売却益 子会社株式売却益	5,131 880 33,589 167,462
		特別損失	固定資産処分損失 減損損失 製品補償損失 投資有価証券売却損 投資有価証券評価損 会員権評価損 前期損益修正損	5,927 130,864 25,000 1,280 1,347 1,000 40,380
			207,064	
			205,799	
		819,708		
		44,121		
		△352,593		
		1,128,181		
		95,380		
		3,424		
	1,226,987			

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

(注 記)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準 子会社株式…移動平均法による原価法
および評価方法 その他有価証券
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時
価法(評価差額は全部資本直入
法により処理し、売却原価は移動
平均法により算定)
時価のないもの…移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準 商 品…移動平均法による原価法
および評価方法 製 品…総平均法による原価法
原 材 料…移動平均法による原価法
- (3) 固定資産の 有 形 固 定 資 産…主として定率法(ただし、平成 10
減価償却の方法 年 4 月 1 日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く)は定額法)
無 形 固 定 資 産…ソフトウェアについては、社内
における利用可能期間(5年)に基
づく定額法
- (4) 繰延資産の処理方法 新 株 発 行 費…支出時に全額費用として処理し
ております。
- (5) 引当金の計上基準 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒による損失に備えるため、一
般債権については過去の一定期間におけ
る貸倒実績から算出した貸倒実績率によ
る繰入額を、貸倒懸念債権等特定の債権
については個別に回収可能性を検討し、
回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金…従業員の賞与の支給に充てるた
め、支給対象期間に基づく賞与
支給見込額を計上しております。
退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるた
め、退職給付債務から年金資産
を控除した額を計上しております。

- | | |
|-----------------|--|
| (6) リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| (7) ヘッジ会計の方法 | 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。 |
| (8) 消費税等の会計処理方法 | 税抜方法によっております。 |

(会計方針の変更)

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。これにより、税引前当期純利益が130,864千円減少しております。

2. 貸借対照表の注記

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 子会社に対する
金銭債権債務 | 短期金銭債権 1,228,273 千円
長期金銭債権 2,746,364 千円
短期金銭債務 39,116 千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,334,127 千円 |
| (3) 重要なリース資産 | 貸借対照表に計上した固定資産のほかリース契約により使用している重要な固定資産として、射出成形機、電子計算機およびファクシミリがあります。 |
| (4) 退職給付債務 | 退職給付債務 644,187 千円
年金資産(時価) 231,720 千円 |
| (5) 担保に供している資産 | 土 地 669,661 千円
建 物 192,299 千円
投資有価証券 848,826 千円 |

- | | |
|--|---|
| (6) 保証債務 | 348,071 千円 |
| | (うち外貨970 千米ドル) |
| (7) 受取手形債権譲渡高 | 200, 030 千円 |
| | (上記金額の 20%を上限として取立不能等の場合に買取義務を負っております。) |
| (8) 旧商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する純資産額は 448,008 千円であります。 | |
| (9) 土地の再評価 | |
| 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、再評価差額金を資本の部に計上しております。 | |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △91, 352 千円 |

3. 損益計算書の注記

- (1) 前期損益修正損は、過年度納入製品の単価修正に伴うものであります。
- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| (2) 子会社との取引高 | 売 上 高 | 923, 530 千円 |
| | 営 業 費 用 | 296, 285 千円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 98, 472 千円 |
- (3) 1 株当たり当期純利益
- | | |
|--|------------|
| | 150 円 97 銭 |
|--|------------|

利益処分案

(単位 : 円)

(当期末処分利益の処分)

当 期 未 処 分 利 益	1,226,987,057
---------------	---------------

上記金額を下記のとおり処分致します。

利 益 配 当 金	124,014,885
-----------	-------------

(1株につき15円)

別 途 積 立 金	950,000,000
-----------	-------------

次 期 繰 越 利 益	152,972,172
-------------	-------------

(その他資本剰余金の処分)

そ の 他 資 本 剰 余 金	380,000,000
-----------------	-------------

上記金額を下記のとおり処分致します。

その他資本剰余金次期繰越額	380,000,000
---------------	-------------

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 25 日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 長谷川 周義 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 賢次 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 2 条第 1 項の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 55 期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 55 期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分に関しては、上記の監査方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

上記の子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘する事項は認められません。

平成 18 年 5 月 26 日

日邦産業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 武居達治 ㊟

監査役 寺澤 弘 ㊟

監査役 山浦和之 ㊟

監査役 出羽忠彦 ㊟

(注) 監査役武居達治並びに寺澤弘、山浦和之、出羽忠彦は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

連 結 貸 借 対 照 表

平成 18 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	11,637,058	流 動 負 債	10,148,121
現金及び預金	3,084,281	支払手形及び買掛金	6,978,575
受取手形及び売掛金	7,056,116	短期借入金	888,111
たな卸資産	886,783	1年内返済長期借入金	1,014,400
繰延税金資産	209,182	1年内償還社債	90,000
その他	406,431	未払法人税等	76,976
貸倒引当金	△5,737	賞与引当金	174,353
固 定 資 産	8,879,635	その他	925,704
有 形 固 定 資 産	6,277,471	固 定 負 債	1,866,964
建物及び構築物	2,648,234	社 債	300,000
機械装置及び車輛運搬具	1,810,695	長期借入金	825,300
工具器具備品	333,790	退職給付引当金	435,074
土地	1,336,814	繰延税金負債	8,559
建設仮勘定	147,936	再評価に係る繰延税金負債	105,043
無 形 固 定 資 産	359,244	その他	192,987
電話加入権	7,762	負 債 合 計	12,015,086
ソフトウェア	282,876	少 数 株 主 持 分	137,898
営業権	68,606	(資本の部)	
投資その他の資産	2,242,918	資 本 金	3,137,754
投資有価証券	1,318,987	資本剰余金	2,203,326
繰延税金資産	227,705	利益剰余金	2,760,039
その他	1,211,311	土地再評価差額金	147,172
貸倒引当金	△515,085	株式等評価差額金	448,008
		為替換算調整勘定	△317,443
		自己株式	△15,149
		資 本 合 計	8,363,708
合 計	20,516,693	合 計	20,516,693

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成17年4月 1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経常 損益 の 部	営業 損益	売上高 売上原価 販売費及び一般管理費	37,381,214 32,365,304 3,988,295	
		営業利益	36,353,600	
		営業外収益	1,027,613	
	営業 外 損 益	受取利息及び配当金 仕入割引 為替差益 その他	41,750 34,838 111,596 134,668	
		営業外費用	322,853	
		支払利息 新株発行費 その他	125,176 15,177 34,833	
		経常利益	1,175,280	
	特別 損益 の 部	特別 利益	固定資産売却益 貸倒引当金戻入額 投資有価証券売却益 関係会社株式売却益	40,227 1,021 33,589 168,854
			特別 損失	243,692
			固定資産処分損 減損損失 投資有価証券評価損 会員権評価損 製品補償損失 前期損益修正損	42,188 130,864 2,627 1,000 25,000 41,916
		税引前当期純利益	243,596	
		法人税、住民税及び事業税	117,536	
		法人税等調整額	△332,854	
		少数株主利益	18,524	
		当期純利益	1,378,110	

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結財務諸表作成のための基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等…………… 9社

NIPPO MECHATRONICS PARTS (THAILAND) CO.,LTD.

NIPPO MECHATRONICS PARTS (MALAYSIA) SDN. BHD.

NK MECHATRONICS CO.,LTD.

NIPPO C&D CO.,LTD.

NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.

NIPPO (HONG KONG) LTD.

NIPPO (SHANG HAI) LTD.

N H メカトロニクス株式会社

エヌ・アイ・ヴィ株式会社

非連結子法人等…………… 3社

NIPPO SANGYO (THAILAND) CO.,LTD.

NIPPO MEC CO.,LTD.

エヌティスクウェア株式会社

上記非連結子法人等3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

国内連結子法人等の事業年度末日は、連結決算日と一致し、在外連結子法人等の事業年度末日は、12月末日となっております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準 その他有価証券

および評価方法 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

- (2) たな卸資産の評価基準 商 品…移動平均法による原価法
 および評価方法 製 品…総平均法による原価法。ただし、一部の在外連結子法人等は、総平均法による低価法
 原 材 料…移動平均法による原価法。ただし、一部の在外連結子法人等は、先入先出法による原価法または総平均法による低価法
- (3) 重要な減価償却資産の 有 形 固 定 資 産…当社および国内連結子法人等は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法）。在外連結子法人等は主として定額法を採用しております。
 減価償却の方法
 無 形 固 定 資 産…ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 営業権については、定額法（償却期間5年）を採用しております。
- (4) 重要な繰延資産の 新 株 発 行 費…支出時に全額費用として処理
 処理方法 しております。
- (5) 重要な引当金の 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒による損失に備える
 計上基準 ため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…一部の在外連結子法人等を除き、従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付の支給に充てるため、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ただし、在外連結子法人等については通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(8) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。

ただし、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益が130,864千円減少しております。

II. 連結貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,926,582 千円

2. 担保提供資産

建物及び構築物 192,299 千円

土地 669,661 千円

投資有価証券 848,826 千円

計 1,710,787 千円

担保提供資産の対応する債務

支払手形及び買掛金 1,975,508 千円

短期借入金 775,907 千円

長期借入金（1年内返済予定を含む） 1,441,600 千円

計 4,193,015 千円

3. 退職給付債務

退職給付債務 669,795 千円

年金資産（時価） 231,720 千円

4. 保証債務

39,138 千円

5. 受取手形債権譲渡残高

200,030 千円

（上記金額の20%を上限として取立不能等の場合にも買取義務を負っております。）

III. 連結損益計算書関係

1. 前期損益修正損は、主に過年度納入製品の単価修正に伴うものであります。

2. 1株当たり当期純利益

184 円 42 銭

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 25 日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 長 谷 川 周 義 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 賢 次 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 19 条の第 2 第 3 項の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 55 期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い日邦産業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 55 期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 18 年 5 月 26 日

日邦産業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 武居達治 ㊟

監査役 寺澤 弘 ㊟

監査役 山浦和之 ㊟

監査役 出羽忠彦 ㊟

（注） 監査役武居達治並びに寺澤弘、山浦和之、出羽忠彦は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第55期利益処分案承認の件

議案の内容は添付書類（19頁）に記載のとおりであります。

利益配当金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開を勘案し、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第3条の2（機関）を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第7条の2（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (4) 会社法および法務省令により、定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能となりますので、株主の皆様の利便性を高めるため、第11条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう第22条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (6) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第34条の2第2項（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (7) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (8) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告</u> <u>によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、20,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第5条の2 当社は、<u>商法211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第6条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第7条 当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第3条の2 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1) 取締役会</u> <u>2) 監査役</u> <u>3) 監査役会</u> <u>4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、20,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第5条の2 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第6条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2)前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現行定款 (新設)	変更案
	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第7条の2 <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 <u>当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>(2) <u>当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>(3) <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(2) <u>当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>(3) <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2)前項<u>その他定款に定めのある場合</u>のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき、<u>本店の所在地又は名古屋市内において招集する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(2)商法第343条の規定によるべき特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の<u>多数</u>をもって決する。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2)前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき招集する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第11条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2)会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 当会社の株主総会における議事の経過の要領及びその結果についてはこれを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または、電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第15条 当会社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>についてはこれを議事録に記載または記録する。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(3) <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 当会社の取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 当会社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 当会社の代表取締役は、取締役会において定める。</p> <p>(2) <u>当会社は、取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) <u>取締役会はその決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第22条 当会社の取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第22条 当会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第24条 当会社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備置く。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第24条 当会社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第25条 当会社の取締役の報酬及び<u>退職慰労金</u>は、株主総会において定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第25条 当会社の取締役の報酬、賞与<u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第25条の2 当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役</u>(取締役であったものを含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条の2 当会社は、<u>会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役</u>(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任) 第27条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(監査役の選任) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第28条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>(2) 補欠により<u>就任</u>した監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p>	<p>(監査役の任期) 第28条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>(2) 任期の満了前に<u>退任した監査役の補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第29条 当社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第29条 当社の監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第30条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会を開く</u>ことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会を開催する</u>ことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第31条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>決する。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法) 第31条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録) 第33条 当会社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2)前項の議事録は、その原本を本店に10年間備置く。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第33条 当会社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第34条 当会社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第34条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第34条の2 当会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第34条の2 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(営業年度及び決算期日) 第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期日とする。</p>	<p>(2)当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(事業年度) 第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金) 第36条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当) 第36条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金) 第37条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条の5に定める金銭の分配(以下、「中間配当」という。)</u>を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間等) 第38条 当社の利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。 (2)前項の利益配当金及び中間配当金には、利息を付さない。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第38条 当社の剰余金の配当金(中間配当金を含む)が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。 (2)前項の剰余金の配当金(中間配当金を含む)には、利息を付さない。</p>

第3号議案 取締役へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てる件

当社の取締役報酬は平成3年6月27日開催の定時株主総会において、2億5千万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、その一部につきまして、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等のうち金銭でないものとして、当社の取締役に新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権の発行価額は付与日における株式オプション価格算定モデル等の評価技法によって合理的に算定する価額であります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式85,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

850個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とする（新株予約権1個あたりの目的となる株式数100株）。ただし、

(1)に定める株式の数を調整した場合、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

付与日における株式オプション価格算定モデル等の評価技法によって合理的に算定する価額を発行価額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（行使価額）

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げる。）とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）または自己株式の処分を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行(処分)前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内で、取締役会において決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、業務執行役員もしくは監査役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りでない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れおよびその他一切の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

(7) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

2. 取締役に対し、新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより高めて業績向上を図るとともに、当社の業績と株価上昇との連動性を高め、株価上昇のメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有化することにより企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、ストックオプションとして、当社の取締役に対して、新株予約権を発行するものであります。

第4号議案 監査役へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てる件

当社の監査役報酬は平成3年6月27日開催の定時株主総会において、5千万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、その一部につきまして、会社法第361条第1項第3号に規定される報酬等のうち金銭でないものとして、当社の監査役に新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権の発行価額は付与日における株式オプション価格算定モデル等の評価技法によって合理的に算定する価額であります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式15,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

150個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とする（新株予約権1個あたりの目的となる株式数100株）。ただし、(1)に定める株式の数を調整した場合、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

付与日における株式オプション価格算定モデル等の評価技法によって合理的に算定する価額を発行価額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（行使価額）

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げる。）とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）または自己株式の処分を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行(処分)前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内で、取締役会において決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、業務執行役員もしくは監査役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りでない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れおよびその他一切の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

(7) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

2. 監査役に対し、新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより高めて業績向上を図るとともに、当社の業績と株価上昇との連動性を高め、株価上昇のメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有化することにより企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、ストックオプションとして、当社の監査役に対して、新株予約権を発行するものであります。

第5号議案 従業員等へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てる件

当社従業員等（業務執行役員および従業員）に対して、新株予約権を付与することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権の発行価額は無償であります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする（新株予約権1個あたりの目的となる株式数100株）。ただし、(1)に定める株式の数を調整した場合、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（行使価額）

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げる。）とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）または自己株式の処分を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行(処分)前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成25年6月30日までの範囲内で、取締役会において決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、業務執行役員、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りでない。

②新株予約権の譲渡、質入れおよびその他一切の処分は認めない。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

(7) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

①当社が消滅会社となる合併契約書または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

2. 従業員等に対し、新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより高めて業績向上を図るとともに、当社の業績と株価上昇との連動性を高め、株価上昇のメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有化することにより企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、ストックオプションとして、当社の従業員および業務執行役員に対して、新株予約権を発行するものであります。

第6号議案 監査役1名選任の件

現任監査役4名のうち、羽田忠彦氏は本總會終結の時をもって辞任いたします。
つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
石川 讓史 (昭和24年 3月11日生)	昭和46年4月日立化成工業株式会社入社 平成14年5月日立化成工業株式会社電子機材事業部門長就任 平成16年4月日立化成工業株式会社関西支社長兼電子基材営業部長兼中国支店長 平成18年4月日立化成工業株式会社営業本部副本部長兼関西支社長兼中国支店長(現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者は補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めより、前任者の残任期間となります。
2. 監査役候補者石川讓史氏は、日立化成工業株式会社の営業本部副本部長兼関西支社長兼中国支店長を兼務しており、当社は同社と産業資材の売買取引があります。
3. 監査役候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役の候補者であります。

以上

MEMO

MEMO

〔第55期定時株主総会会場のご案内〕

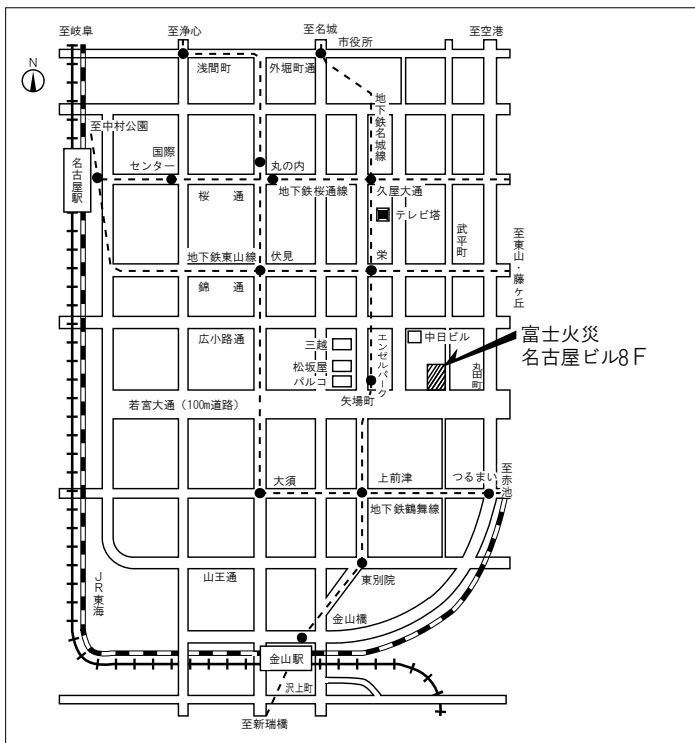
○会場：名古屋市中区栄五丁目 27 番 12 号

富士火災名古屋ビル8階 第1会議室

○交通：地下鉄—地下鉄名城線矢場町駅下車 3番出口より
徒歩約5分

※ JR名古屋駅より地下鉄東山線栄駅で名城線に
乗り換え矢場町駅まで約15分

〔会場付近略図〕



○お願い

駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。